

# 再入国許可

- 新しい在留管理制度では、有効な旅券及び在留カードを所持する中長期在留者は、出国後1年以内または在留期限が1年未満の場合はその在留期限までに再入国する場合、再入国許可を取得する必要がなくなりました。この制度を「みなし再入国許可」といいます。
- 「みなし再入国許可」の有効期限は1年間となりますので、出国日から1年以内に再入国しないと在留資格が失われます。なお、出国日から1年を経過する前に在留期限が到来する場合には在留期限内に再入国しないとけません。
- （再入国許可の期限が）海外で切れてしまった場合、再入国許可の期限を延長することができない場合があります。
- 奨学金の受給を受けている学生は、出国する前に財団へ報告する必要がある場合があります。

## 申請手順

1. 出国する際に在留カードを提示してください。
2. 再入国出国用 ED カードの意図表明欄で「一時的な出国であり、再入国する予定です」をチェックしてください。
3. 1年以内または在留期限が1年未満の場合はその期限までに再入国してください。